

## 受章

### ◆瑞宝双光章

岡村 繁夫さん（西屋代）  
（元公立学校長）

町職員の人事異動  
（ ）内は旧所属  
平成22年7月1日付  
介護保険課

石原 憲子（健康増進課）

【退職】平成22年6月30日付

竹島 文代（介護保険課）  
門脇美都紀（介護保険課）

## 利用者の送迎に活躍して

社会福祉法人さつき会は、5月27日、平成21年度山口県共同募金会の補助（総事業額283万9895円・補助金額184万円）を受け、知的障害者通所授産施設車両事業として、ハイエースワゴン10人乗りを1台購入しました。利用者の送迎車として活躍しています。



## 民泊受け入れ家庭を募集します

周防大島町体験交流型観光推進協議会では、民泊受け入れを行ってくださる方を引き続き募集します。子ども達を泊めて子ども達と交流したい、してみたいという皆さん、是非ご協力をお願いします。

○民泊体験 5250円/人（1泊2食）

○半日家業体験 1500円/人

◆問い合わせ 商工観光課

☎0820(79)1003

## 空き家をお持ちのみなさんへ

「空き家」を定住希望者（UJIターン）にお貸しいただける方は、お気軽に政策企画課へご相談ください。

◆問い合わせ 政策企画課

☎0820(74)1007

## 農地の無断転用を防ごう！ 農地の転用には許可が必要です

農地を宅地、駐車場、道路、植林地等の農地以外のものにする（転用）には、知事の許可（農地の面積が4ヘクタールを超える場合は農林水産大臣の許可）を受けなければなりません（農地法第4条、第5条）。農地を青空駐車場として利用する場合や農業用施設を建てる場合なども転用になりますので許可が必要です。ただし、農地を自己の農地の利用・保全のために必要な施設（水路、道路等）や2アール未満の農地を自己用の農業経営施設（農舎、畜舎等）に転用する場合は許可が不要です（この場合、農業委員会へ農地転用制限例外の届出を提出してください）。

○農地転用の許可申請手続きは？

農地転用の手続きには、次の2つのケースがあります。

1 県知事の許可

（農地が4ヘクタール以下の場合）

県知事の許可を受けようとする場合は、申請書を農業委員会を経由して県知事に提出してください。

2 農林水産大臣の許可

（農地が4ヘクタールを超える場合）

農林水産大臣の許可を受けようとする場合は、申請書を県知事を経由して農林水産大臣に提出してください。

なお、この場合は、申請に先立ち事前に審査を受けることができます。

○農地転用の判断基準は？

農地法では、優良農地を確保するとともに、農業以外の土地利用との調整を図るため、次の2つの基準により転用の可否を判断することとしています。

1 立地基準（申請に係る農地の営農条件や周辺の市街地化の状況から転用の可否を判断する基準）

農用地区域内にある農地や集団的に存在する農地等良好な営農条件を備えている農地については、農業用施設、集落接続の住宅等を除き原則として転用を許可することができません。（農用地区域の確認は、役場農林課へお問い合わせください。）

一方、市街地の区域内や市街地化が見込まれる区域内にある農地については転用を許可することが可能です。

2 一般基準（土地の効率的な利用の確保という観点から転用の可否を判断する基準）

農地を転用して申請に係る用途に供することが確実と認められない場合や周辺の農地に係る営農条件に支障を生じるおそれがあると認められる場合は転用を許可することができません。

○許可なく転用したら？

許可を受けなかったり、届出せずに農地を転用すると売買などの法律行為が無効になり、所有権移転の登記もできません。また農地法に違反することになり、農地等の権利取得の効力が生じないだけでなく、県知事は工事の中止、原状回復などを命ずることがあります。

農地転用の許可申請受付は、農業委員会で行っています。農地転用に関する手続きや疑問は、まず農業委員会へ相談してください。

■問い合わせ

周防大島町農業委員会（農林課内）

☎0820(79)1002